

参加店舗募集規約

エネルギー価格等の物価高騰の影響を受け依然として厳しい経済情勢にある中、消費喚起による地域経済の活性化を図るため、昨年度に引き続いて、令和7年度商品券事業をプレミアム商品券事業実行委員会と名古屋市の共同運営により実施いたします。プレミアム商品券事業実行委員会が平成28年度より実施しているプレミアム商品券事業「名古屋で買おまい★プレミアム商品券」は、毎年多くの消費者から好評を得ておりますとともに、参加店舗におきましては、新規顧客の獲得や、売上の増加に繋がる消費喚起効果の高い事業となっております。また、令和4年度以降4年目となる電子商品券「金シャチマネー」を発行してキャッシュレス決済の推進を図りながら、消費者の満足度向上や経済効果の増大に繋がたいと考えております。是非とも、趣旨に賛同いただき、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

1 申込方法 ※「令和4年度～令和6年度」参加店舗事業者は下記「3」をご確認ください

1. 名古屋市商店街振興組合連合会の正会員の方
裏面の「参加店舗申込書兼誓約書」に必要事項をご記入の上、持参、郵送又はFAXで、**名古屋市商店街振興組合連合会宛に提出**してください。

名古屋市商店街振興組合連合会事務局
(TEL:052-953-1808)
宛先:〒460-0003
名古屋市中区錦三丁目21番18号中央広小路ビル4階
FAX:052-953-6134

2. 左記以外の方
以下の申込フォームからお申込みください。又は、裏面の「参加店舗申込書兼誓約書」に必要事項をご記入の上、郵送又はFAXで名古屋プレミアム付き商品券事業運営事務局宛に提出してください。

参加店舗申込フォーム
https://nagoya-shouhinken2025.form.kintoneapp.com/public/register-email
名古屋プレミアム付き商品券事業運営事務局
(TEL:052-562-0212)
宛先:〒450-8790 名古屋西郵便局 郵便私書箱729号
FAX:050-3852-0970

3. 令和4年度～令和6年度事業に参加された参加店舗事業者の皆様は簡単な手続きで継続できます。

運営事務局より、ご登録の連絡担当者メールアドレスに「令和7年度事業参加ご案内」を個別にメール配信いたします。参加ご希望の場合は、案内メールから個別の登録内容確認ページにアクセスし、簡単な継続手続きで参加登録が完了します。**手続きなしで自動継続とはなりませんのでご注意ください。**
簡易継続手続きの期限は7月8日(火)までです。メールアドレスのご登録がない事業者については、FAX、電話などご案内します。

2 参加検討者説明会 6月開催

ご参加を検討されている方へ向けた参加検討者説明会をオンラインと対面の両方で開催いたします。
過去の事業に参加が無く、本事業の実績や市民の声に関心がある方、電子商品券の取り扱いが不安な方など、ぜひともご参加ください!

オンラインでの説明会 申込締切:6月24日(火) 17:00まで

【日時】 6月25日(水)
①10:00～ ②14:00～ ③18:00～
【会場】 Zoomミーティング
【内容】 各事業説明
(事業概要と実績、利用方法、広報、運営について)
【定員】 各回約150名
※ご参加者様のメールアドレスがお申し込み時に必要となります。

対面での説明会 申込締切:6月24日(火) 17:00まで

【日時】 6月26日(木) (受付は各回30分前～)
①10:00～ ②14:00～ ③18:00～
【会場】 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター) 1104会議室
【内容】 各事業説明
(事業概要と実績、利用方法、広報、運営について)
【定員】 各回50名 ※申し込み多数の場合は先着順

参加検討者説明会への申込方法
右記申込フォームから、又はFAXで「事業者名」「参加者氏名」「希望日時」「メールアドレス・連絡先」を記載の上、お申し込みください。
※所定の書式はございません、書式自由です。

参加検討者説明会申込フォーム
https://nagoya-shouhinken.jp/form/pub/2025/kentousya2025
名古屋プレミアム付き商品券事業運営事務局
FAX:050-3852-0970

説明会収録映像をWEBサイトで公開
※説明会終了後、説明会収録映像はWEBサイトにて公開します。

3 申込締切

令和7年7月8日(火) 17:00 必着

4 参加費

無料 ※参加店舗ツールのご要望数量により、ツールの一部が有料となる場合があります。

5 電子商品券 オンライン相談会(予約制) キャッシュレス、電子決済が初めての方などにおススメ

少人数制のオンライン相談会を実施します。自店舗独自の対応など、参加に向けた不安や疑問の解決の場としてご利用ください。

種別	日程	受付締切
少人数(最大3人程度)	6月17日(火)～7月8日(火)内の平日のみ ①10:00～ ②11:30～ ③13:00～ ④14:30～ ⑤16:00～	該当日の前々日
個別	7月10日(木)～8月7日(木)内の火・木曜のみ ①10:00～ ②11:30～ ③13:00～ ④14:30～ ⑤16:00～	該当日の前々日

お申し込みはWEBサイト又は、右記QRコードから



6 参加申込資格と登録

- ①本市内に店舗等のある小売業及びサービス業等 ただし、次に該当する場合は応募できません
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者
 - ※キャバクラ、キャバレー、ショーパブ、ホストクラブ、スナック・料亭(接待を伴うもの)、ナイトクラブ、パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなど
 - 特定の宗教・政治団体と関わる事業者又は業務の内容について公序良俗に反する事業者
 - 利用対象とならない商品の取引、商品のみを取扱う店舗等 ●その他本事業の目的に照らして発行者が不適当と判断する者
- ②本規約内に記載の内容を遵守すること
- ③申し込み受付後、発行者は所定の審査を行い、登録について決定するものとし、申込者に通知を行う
- ④登録完了通知の受領後、店舗都合での登録取消や取扱い商品券種類の変更などは原則として禁止する
ただし、閉店、移転、経営者の変更など、利用者の利便性を鑑みて、やむを得ないと発行者が認める場合には、登録の抹消、内容変更などを行う
- また、事業者は発行者が指示する利用者への案内を行う
- ⑤商品券の利用期間は、発行者が定めるものを遵守し、事業者都合で定めることはできないものとする
利用期間開始後の開店などの場合も、原則、初日から利用できるものとする

7 商品券の取り扱いに関すること

- ①参加店舗において利用期間内に限り利用可能とする
- ②購入後の返品はできないものとする
- ③現金・デジタル通貨との引き換えはできないものとする
- ④商品券利用時の領収書発行の取扱いは、利用者の求めに応じて対応する
- ⑤第三者への転売・譲渡、交換はできないものとする
- ⑥盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負わないものとする
- ⑦発行者及び利用者に対して事実と異なる情報を提供してはならないものとする
- ⑧発行者が不適切と判断する利用が発生した場合、当該利用者及び当該参加店舗の利用を停止する場合がある
- ⑨参加店舗一覧冊子やアプリに記載の店舗情報が発行者及び第三者の著作権、商標権、肖像権、その他一切の権利を侵害してはならないものとする

紙商品券 電子商品券

- 釣銭の支払いはできないものとする
- 裏面に捺印、署名等がされた使用済の商品券を利用者から受け取らないこと。また、**万一受け取った場合、他店の捺印がある使用済商品券は換金に応じられないものとする**
- 電子商品券に関する売上の確認等は、参加店舗向け専用WEBサイト(以下、参加店舗サイト)を用いるものとする
- 参加店舗サイトをご利用の場合、アクセス端末及び通信環境等の準備、維持管理は参加店舗の負担とする
- 金額の誤入力が生じた場合は、利用者と合意の上で所定の方法(参加店舗サイト活用など)により行うものとする
- 参加店舗サイトのID及びパスワードを第三者に知られ、又は使用されることのないように、十分に管理する
- QRコードの発行又は取扱いに関して発行者が定めるルールを遵守する
- QRコードを偽造、変造、又は損壊せず、店頭での本件取引以外に利用せず、適切に管理するものとする
- 発行者が、本システムの知的財産に関する権利侵害と認められるような、データ基盤等の情報を複製記録、複写、撮影等してはならないものとする
- 参加店舗サイトへの攻撃的なアクセス、決済システム又はアプリで利用されるネットワーク又はシステム等への不正アクセスや発行者が不正と認める行為をしてはならないものとする
- 利用終了期限をまたいで、ご精算と取り消し処理の必要が生じた場合、電子商品券のシステムを通じた取り消し変更の手続きを行うことができないため、利用者、該当店舗の当事者間で協議のうえ対応する

8 商品券の利用対象とならないもの

- ①出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- ②有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- ⑥現金との換金、売買、金融機関への預け入れ
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- ⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨コンビニエンスストア等での収納代行等への支払い
- ⑩その他発行者が指定するもの

電子商品券システムの注意事項

以下の事象が生じた場合、参加店舗に通知又は公表の後、本件システムの全部又は一部を一時停止する場合があります。ただし、緊急を要する場合には、通知又は公表が緊急停止後となる場合がありますので予めご了承ください。

- (1)天災地変、地震、停電その他の災害等により、本件システムの提供ができない場合
- (2)発行者が運営するアプリ等の機能その他本件システムに不具合が生じた場合
- (3)本件システムの保守又は点検に必要な場合
- (4)不正な取引が発生した疑いがあり、発行者が本件システムを停止すべきと判断した場合
- (5)本件システムを利用した取引に関する情報の漏えいが発生し、
発行者が本件システムを停止すべきと判断した場合
- (6)その他発行者がやむを得ない事由により本件システムを停止すべきと判断した場合

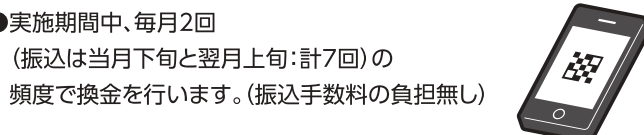


9 換金の方法および商品券の流れ

名古屋で買おまい★プレミアム商品券2025
●換金用ツール(換金請求書・封筒)は「令和7年度用」を必ずご使用ください。
●参加店舗が、使用済商品券を事務局へ送付し、事務局にて確認を行い、参加店舗の指定口座へ振込みます。(振込手数料の負担無し)
●実施期間中、合計7回の換金を行います。



名古屋プレミアム付き商品券事業運営事務局
消費者 → ①商品券使用 → 参加店舗 → ②使用済商品券 → 入金
③換金



換金実施について、事前の振込予定や振込が完了した旨のお知らせは行いません。また、複数店舗がある場合の店舗別金額のご確認は各事業者内で確認、共有を行ってください。運営事務局からのご連絡、照会は受付いたしておりません。**最終換金締切以降の換金申請は一切対応できませんのでご注意ください。**

10 参加店舗事務説明会のご案内 10月開催

- 商品券の利用開始前に、参加店舗向けの事務説明会をオンラインと対面の両方で開催いたします。
- 説明会への参加をご希望の方は、参加店舗のお申し込み時にお申し込みください。

オンラインでの説明会 申込締切:10月6日(月) 17:00まで

【日時】 10月7日(火)
①10:00～ ②14:00～ ③18:00～
【会場】 Zoomミーティング
【内容】 事務説明、換金・QR決済ツールの案内と説明
【定員】 各回約150名
※ご参加者様のメールアドレスがお申し込み時に必要となります。

対面での説明会 申込締切:10月6日(月) 17:00まで

【日時】 10月8日(水) (受付は各回30分前～)
①10:00～ ②14:00～ ③18:00～
【会場】 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター) 903会議室
【内容】 事務説明、換金・QR決済ツールの案内と説明
【定員】 各回50名 ※申し込み多数の場合は先着順

参加店舗事務説明会への申込方法
右記申込フォームから、又はFAXで「事業者名」「参加者氏名」「希望日時」「メールアドレス・連絡先」を記載の上、お申し込みください。
※所定の書式はございません、書式自由です。

参加店舗申込みとあわせてお申込みください▼参加店舗事務説明会申込フォーム
https://nagoya-shouhinken.jp/form/pub/2025/jimusetumei2025
名古屋プレミアム付き商品券事業運営事務局
FAX:050-3852-0970

説明会収録映像をWEBサイトで公開
※参加店舗様専用ページで公開。
※ID・パスワードは参加店舗マニュアルに記載します。



10月中旬に公開

※QRコードは獨デンソーウェアの登録商標です。